

## 「巡回監査士」及び「巡回監査士補」資格認定制度に関する規程(第二版)

### (総則)

第1条 この規程は、税理士事務所・税理士法人の業務品質と経営効率の向上のため、顧問先企業の経営指導を担う事務所職員の育成及びその資質の向上を目的として、TKC全国会中央研修所（以下「本会」と称する）が企画する「巡回監査士」の育成に係る資格認定制度について、必要な事項を定めるものである。

### (資格認定制度)

第2条 本会は、税理士事務所・税理士法人における巡回監査体制及び書面添付推進体制の構築に必要な知識及び技能について、職務能力の水準を確保し、その社会的信頼を定着させるため、巡回監査担当職員の巡回監査能力を客観的に判定しうる資格認定試験を行う。

2 本会は、資格認定試験に合格した者に、認定証を交付し合格者名簿に登録する。

### (資格認定の区分)

第3条 本資格認定制度における資格認定の区分は次の通りとする。

- (1) 巡回監査士
- (2) 巡回監査士補

### (称号)

第4条 本規程第8条に定める「認定証」の交付を受けた者は、「巡回監査士」「巡回監査士補」と呼称することができる。

### (資格認定試験)

第5条 資格認定試験を実施する期日及び受験申込手続き等は、本会が別に定め発表する。

2 資格認定試験にかかる受験料は別に定める。

### (試験科目)

第6条 資格認定試験の科目は、別表の通りとする。

### (受験資格)

第7条 本資格認定試験の受験資格は次の通りとする。

- (1) 巡回監査士
  - ・税理士及び税理士試験合格者
  - ・「巡回監査士補」資格の取得者
- (2) 巡回監査士補
  - ・原則として税理士事務所・税理士法人における実務経験が6か月以上の者

(資格の認定・登録)

第 8 条 本会は、資格認定試験の合格者に対し、次項の手続きにより資格の認定・登録を行う。

- 2 本会は、「巡回監査士試験」の合格者に「認定証（カード）」及び「巡回監査士バッジ」を交付し、合格者名簿に登録する。
- 3 本会は、「巡回監査士補試験」の合格者に「認定証」を交付し、合格者名簿に登録する。
- 4 次の各号に該当する者は登録しない。
  - (1) 「巡回監査士試験」合格後、本会が定める期限までに登録取り消しの申し出があった者。
  - (2) 資格認定試験の受験に際し、不正を行った者。

(資格の更新)

第 9 条 「巡回監査士」の認定を受けた者は、2 年ごとに登録を更新しなければならない。

- 2 「巡回監査士補」については資格の更新を要しない。
- 3 「巡回監査士」の登録を更新する場合、本会が指定する研修等（以下「巡回監査士継続研修」と称する）の受講（2 年間で 36 時間）を必須とする。
- 4 「巡回監査士」の更新手続きにおいて、「巡回監査士継続研修」の履修時間が基準に満たない場合は更新できないものとする。

(資格の停止)

第 10 条 次の場合には、資格認定を停止する。

- 2 「巡回監査士」の更新手続きにおいて、「巡回監査士継続研修」の履修時間を満たせず更新できなかった場合。
- 3 本資格に関し、社会的信用を失墜させるような行為があったと本会が判断した場合。

(資格の復活)

第 11 条 「巡回監査士」の更新手続きにおいて、資格停止となった者が次年度以降、更新要件を満たした場合は、再登録する。（巡回監査士継続研修を前 2 年間で 36 時間以上受講した場合）

附 則

1. 本規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
2. 平成 31 年 1 月 1 日、改定し第二版とした。

【別表】

資格認定試験の科目

■巡回監査士補

科 目	認定方法	試験時間
所得税法	全国統一試験	45 分
法人税法	全国統一試験	45 分
消費税法	全国統一試験	45 分
相続税法	全国統一試験	45 分
巡回監査 I (職業倫理・巡回監査)	全国統一試験	45 分
巡回監査 II (企業会計・経営助言)	全国統一試験	45 分

■巡回監査士

科 目	認定方法	試験時間
所得税法	全国統一試験	45 分
法人税法	全国統一試験	45 分
消費税法	全国統一試験	45 分
相続税法	全国統一試験	45 分
巡回監査 I (職業倫理・巡回監査)	全国統一試験	45 分
巡回監査 II (企業会計・経営助言)	全国統一試験	45 分